

平成 30 年 5 月 29 日
水管理・国土保全局治水課

民間事業者による高規格堤防の敷地の活用が可能となります

～高規格堤防の敷地を活用した、まちと川が面的につながる

良好な都市空間の提供に向けて～

国土交通省では、民間事業者が高規格堤防整備事業に参加しやすい環境を整えるため、民間事業者による川裏法面敷地（高規格堤防の整備により創出される河川空間）の一体的活用を可能とするとともに、工期短縮・コスト縮減のため堤防の盛土工事等と建築物の基礎工事等の一体施工を更に推進します。

これにより、高規格堤防整備事業の推進が図られ、ゼロメートル地帯の安全性の向上、良好な住環境・都市空間の提供が促進されます。

※平成 29 年 12 月に有識者からなる検討会（URL は下記参照）において提言が示され、この提言の内容の一部について、今回、新たに具体的な取り組みを行うものです。

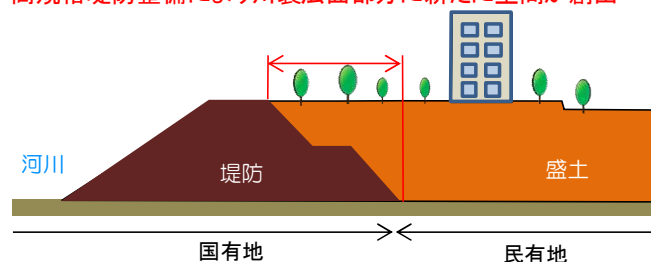
http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/koukikaku_kentoukai/index.html

■今回開始する高規格堤防推進方策のポイント

① 民間事業者による河川空間の一体的な活用：別紙 1

- ・高規格堤防の整備により生じた川裏法面敷地については、これまで地方公共団体等に対してのみ占用を認めていましたが、新たに高規格堤防整備と合わせて事業を行う民間事業者による占用を認めます。
- ・これにより、川裏法面敷地を一体的に活用した民間事業者によるまちづくりが促進されます。

高規格堤防整備により川裏法面部分に新たに空間が創出



② 盛土と建築物等の一体施工：別紙 2

- ・共同事業者が整備する建築物や基礎等と、河川管理者が実施する堤防盛土や地盤改良の一体施工を更に進めます。
- ・これにより、高規格堤防整備との共同事業の工期短縮、コスト縮減が図られ、民間事業者による高規格堤防整備事業への参画がしやすくなります。

<お問い合わせ先>

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 中須賀・斉藤・北嶋

代表：03(5253)8111（内線：35565・35572・35585）

直通：03(5253)8455 FAX：03(5253)1604

①民間事業者(共同事業者)による河川敷地の一体的な活用

別紙1-1

(目的)

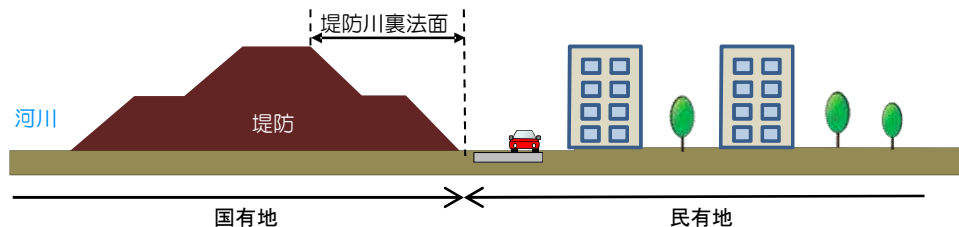
○高規格堤防整備事業と共同で事業を行う民間事業者が、堤防の川裏側の敷地(以下「川裏法面敷地」という。)を有効活用できるようにし、民間事業者が高規格堤防整備事業に参入しやすくすることで、高規格堤防の整備を推進します。

(概要)

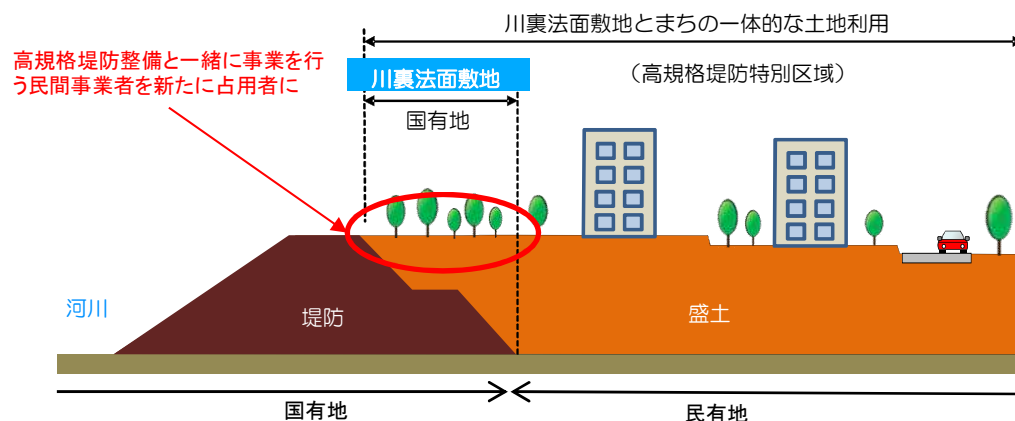
○高規格堤防の整備により、堤防の川裏側の法面部分に新たに平地が生まれ、まちと川が面的につながり、様々な利活用が可能となります。

○この川裏法面敷地について、高規格堤防整備と合わせて事業を行う民間事業者を新たに占有者とするにより、民間事業者による川裏法面敷地を活用したまちづくりを促進します。

(整備前)



(高規格堤防整備後)



高規格堤防の整備により、街と川が面的につながり、様々な利活用が可能に

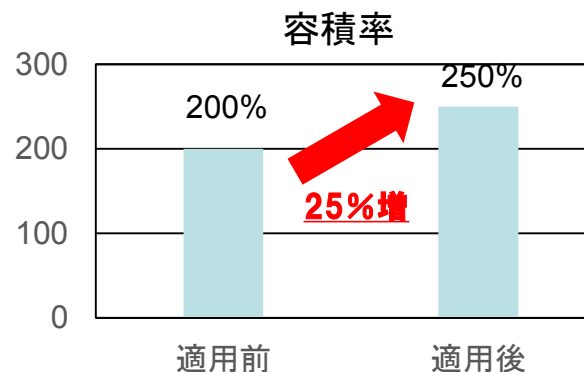


高規格堤防整備後の川裏法面敷地を公園として活用
(荒川: 鹿浜地区^{しかはま})

建築物の敷地として活用(新たに民間事業者が占有)

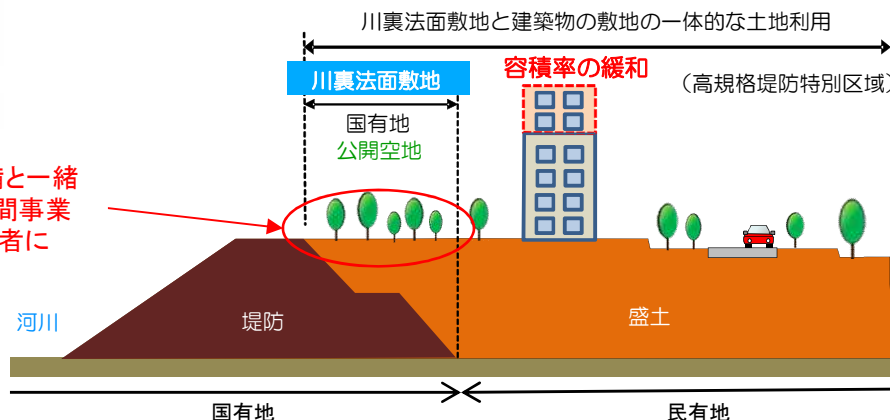
高規格堤防整備と合わせて事業を行う民間事業者が新たに川裏法面敷地を占有し、建築物の敷地面積に含め緑地等(公開空地※¹)にすることにより、容積率の割増し※²がされ、民間開発を促進します。

としま
事例: 淀川西島地区(共同事業者: UR都市機構)



川裏法面敷地等を公開空地※¹として活用し、容積率を25%割増し※²で共同住宅の供給を行うとともに、緑地空間として整備することにより良好な住環境を提供

高規格堤防整備と一緒に事業を行う民間事業者を新たに占有者に

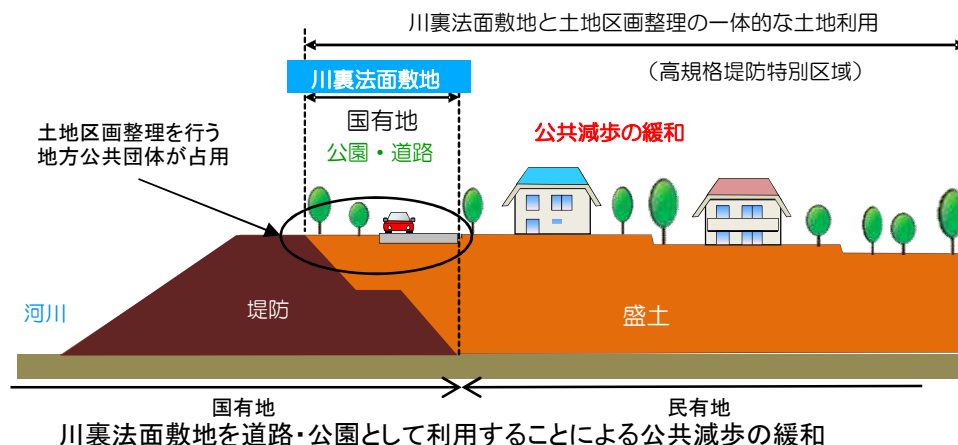
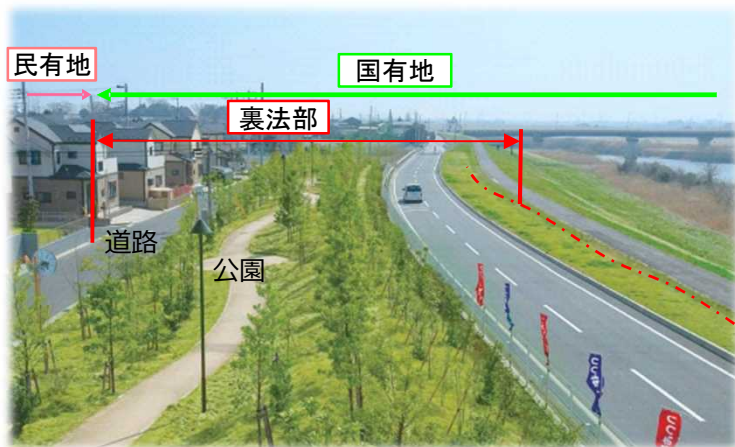


※¹ 日常一般に開放された空地

※² 特定行政庁による一団地認定及び総合設計制度に基づく許可が必要

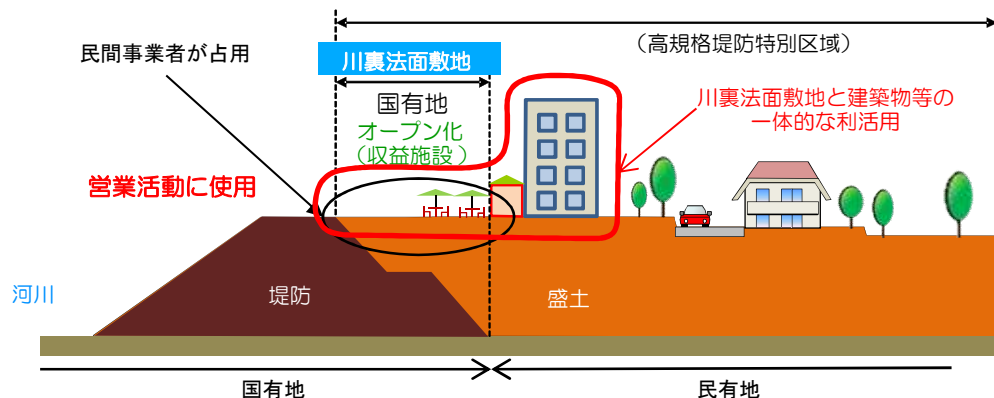
公共減歩の緩和

川裏法面敷地を土地区画整理を行う地方公共団体等が占有し、道路や公園とし、土地区画整理事業の用地に取り込むことにより、公共減歩を緩和できます。これにより、ゆとりある街づくりを行うことができます。



地域の利用施設としての活用

川裏法面敷地を民間事業者(共同事業者)が占有※1することにより、自らの建築物等と一体的なオープンカフェや広場等を設置することができます。これにより、地域の利便性の向上、活性化にもつながります。



※1 営業活動を行う民間事業者が河川敷地を利用する場合には、都市・地域再生等利用区域の指定が必要

②盛土等と建築物等の一体施工

別紙2-1

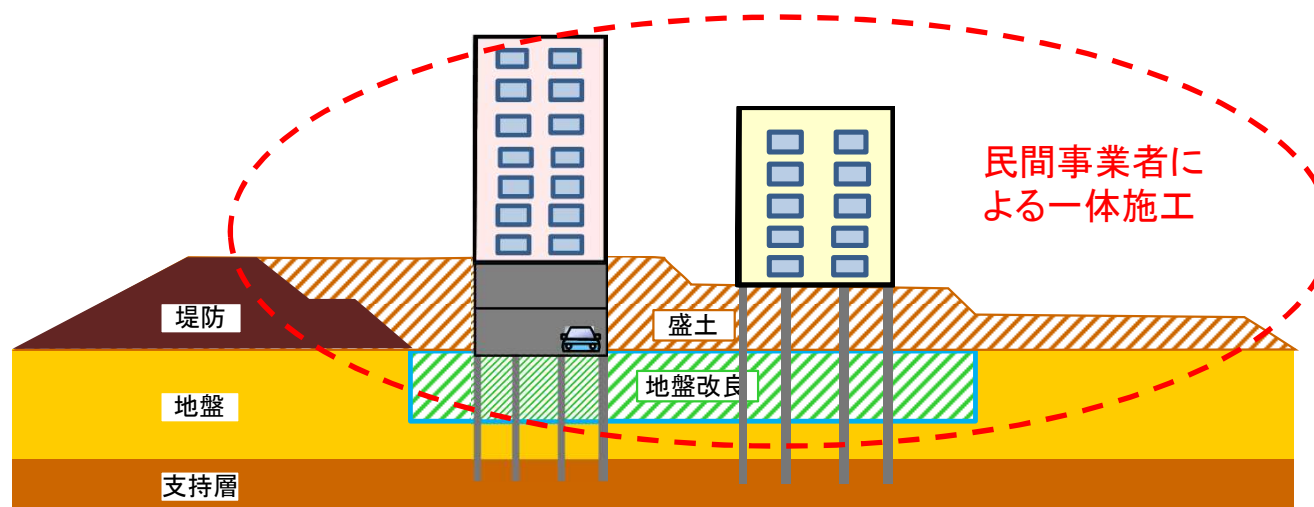
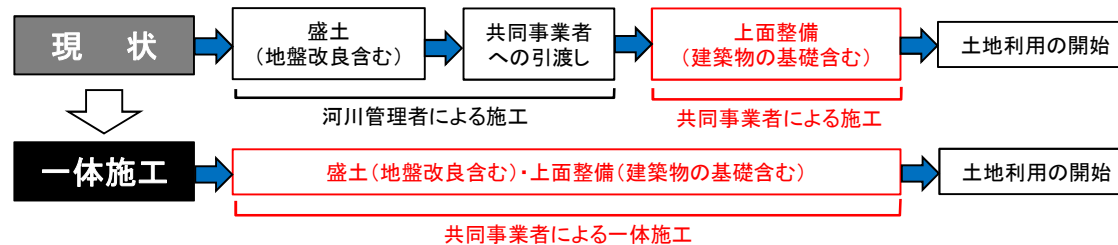
(目的)

○河川管理者が行う高規格堤防整備と、民間事業者が行う共同事業について、更なる工期短縮・コスト縮減を図ることにより、民間事業者が高規格堤防整備事業に参入しやすい環境を整え、高規格堤防の整備を促進します。

(概要)

○高規格堤防整備と共同で開発を行う民間事業者の参画を促進するためには、共同事業等の更なる工期短縮、コスト縮減を図ることが必要です。

○河川管理者が実施する盛土や地盤改良等と共同事業者が整備する建築物や基礎等を一体的に施工することにより、工期短縮、コスト縮減に努めます。



盛土と建築物などの一体施工のイメージ

②盛土と建築物等の一体施工

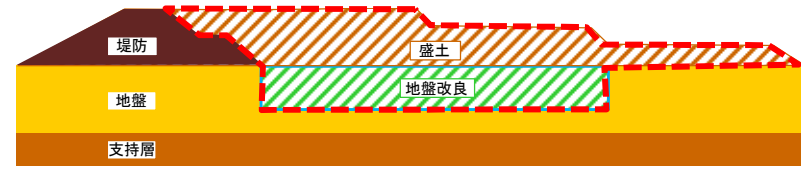
別紙2-2

【一体施工によるメリット】

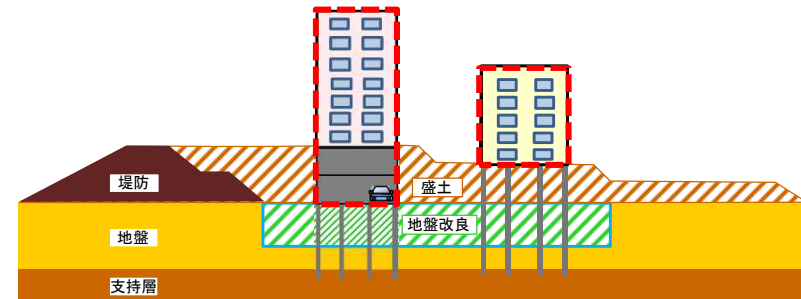
盛土等と建築物等を一体的に施工することにより、地盤改良と建築物等の基礎の同時施工や、盛土と建築物の地下部等の同時施工などが可能となり、工期の短縮やコスト縮減を図ることができます。

工程イメージ (各々施工)	
河川管理者	
共同事業者	

①河川管理者による盛土や地盤改良等の施工



②共同事業者による建築物や基礎等の施工



工程イメージ (一体施工)	
共同事業者	

①共同事業者による盛土、建築物等の一体施工

